

八尾市建設工事施工体制点検要領

(目的)

第1条 本要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。)及び同法第17条に規定する「適正化指針」に基づき、八尾市が発注した建設工事監督業務における施工体制の把握に関し点検事項を定め、工事現場の適正な施工体制の確保を目的とする。

(適用対象)

第2条 点検事項のうち、主任技術者及び監理技術者の専任に関する点検は、建設業法第26条第3項に該当する工事(請負金額が4,500万円以上のもの。ただし、建築一式工事は9,000万円以上のもの。)について行うこととし、施工体制台帳等に関する点検は、下請負契約を締結した工事について行うものとする。

(施工体制の点検)

第3条 前条に定める工事について、施工体制の点検は当該工事を担当する監督員が行う。

2 監督員は、「施工体制点検表」に基づき、当該工事現場の施工体制が適正かどうかの点検を行うこととする。

3 前項の点検は、工事着手前及び施工中に適時に行う。

(点検内容の報告)

第4条 監督員は、点検内容を施工体制点検表により、工事主管課長に報告するものとする。

2 工事主管課長は、契約検査課長から点検内容の報告を求められた場合、速やかに施工体制点検表を提出しなければならない。

(是正措置)

第5条 監督員は、第3条に基づく点検を行った結果、不適切な事項があった場合には、工事主管課長に報告し、是正指導等必要な措置を講ずるものとする。

(建設業法違反に係る事案の対応)

第6条 工事主管課長は、受注者が前条による指導に従わない場合は、契約検査課長へ速やかに報告するものとする。

(建設業許可官庁等への通知)

第7条 市長は、適正化法第11条の規定に該当すると疑うに足りる事実があるときは、受注者が建設業の許可を受けた行政庁等にその事実を通知するものとする。

(工事成績評定への反映)

第8条 検査職員は、現場における施工体制の点検等を通じて受注者に不適切な事項があった場合は、その内容及び改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映させるものとする。

附 則

1. この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

2. この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

3. この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

4. この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

5. この要綱は、令和6年10月7日から施行する。

附 則

6. この要綱は、令和7年5月1日から施行する。